

大阪市規則第33号

大阪市住吉区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市住吉区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第188号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（所長等） 第2条 〔略〕 〔2～4 略〕 5 前項の所長を補助する組織は、区役所の<u>福祉課、保健こども家庭課及び生活支援課</u>をもって充て、同項の所長を補助する職は、<u>区役所の</u>医務主幹、保健主幹、医務副主幹及び保健副主幹をもって充てる。 （職務の代理） 第4条 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、当該事務を所管する課長等（<u>課長及び保健主幹</u>をいう。以下この条において同じ。）が所長の職務を行う。 〔2～4 略〕	（所長等） 第2条 〔同左〕 〔2～4 同左〕 5 前項の所長を補助する組織は、区役所の<u>保健福祉課及び生活支援課</u>をもって充て、同項の所長を補助する職は、<u>区役所の保健子育て担当課長、</u>医務主幹、保健主幹、医務副主幹及び保健副主幹をもって充てる。 （職務の代理） 第4条 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、当該事務を所管する課長等（<u>課長、担当課長及び保健主幹</u>をいう。以下この条において同じ。）が所長の職務を行う。 〔2～4 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。